

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十六号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令第二十一条第三号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯具を除く。）

第二十六条第一項に次の二号を加える。

五 電気冷凍庫（省エネ法施行令第二十一条第十一号に掲げる電気冷凍庫をいう。）

六 電気便座（省エネ法施行令第二十一条第十六号に掲げる電気便座をいう。）

第二十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具 経済産業省告示2―2（4）の別に定める様式

第二十七条に次の二号を加える。

五 電気冷凍庫 経済産業省告示8―2（4）の別に定める様式

六 電気便座 経済産業省告示13―2（4）の別に定める様式

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。